

佐渡汽船 創立110周年 謝恩企画 島民限定

カーフェリー島民割引きっぷ2等 往復つき

ホテル日航新潟 スペシャルプラン

期間 2023年 2/1(水)~4/9(日)

※2/4(土),2/18(土),2/19(日),3/11(土),3/12(日),3/18(土)は朱鷺メッセにて
イベント・コンサート等が開催されるため除外日となります。



旅行代金 1名~3名1室
大人1名様あたり 税込

¥11,000円

旅行代金 1名~3名1室
小児1名様あたり 税込

¥8,600円

旅行代金への給付額
大人1名様あたり

2,200円

旅行代金への給付額
小児1名様あたり

1,720円

お支払い実額

大人1名様あたり

¥8,800円

お支払い実額

小児1名様あたり

¥6,880円

プラン内容

- 往復 乗船券 / 2等自由席 (当日は佐渡市民サービスカードをご持参ください)
- ご宿泊施設 / ホテル日航新潟
- お食事 / なし・素泊り (※朝食・夕食はオプション追加可能)
- お部屋タイプ / 1名1室…シングルルーム
2~3名1室…ツインルーム
(3名1室はエキストラベッド対応となります)



追加オプション(現地払い)

【朝食】

¥2,200円(税込・1名様あたり)で、洋食「セリーナ」のご朝食を追加可能です。(混雑状況によっては会場が変更になる場合がございます)



【夕食(当プラン限定メニュー)】

¥4,500円(税込・1名様あたり)で中国料理「桃李」(木曜定休)または洋食「セリーナ」(木曜のみ営業)のご夕食を追加可能です。
(混雑状況によっては対応できない場合がございます)

【ジュニアスイートへランクアップ】

追加料金¥30,250円(税込・1室分)で、お部屋をジュニアスイートへランクアップしていただけます。

オプション：車両航送 (往復1台あたり)

両津～新潟航路往復

19,800円

- ・対象車種は車検証に記載の車長が3m以上～6m未満の乗用車(ワゴン車含む)となります。
(人を運送する乗車定員10人以下の普通自動車・小型自動車・軽自動車。キャンピングカー及び車いす移動者も含む。)
- ・車検証に規定するトラック・貨物車は対象外です

必ずお読みください

ー「ホテル日航新潟スペシャルプラン」の旅行代金には、行程に明示された交通費・宿泊費・旅行業務取扱料金・消費税等諸税が含まれていますー

- 最少催行人員：大人1名様以上となります。(受付最少人員：大人1名様以上) ■添乗員：添乗員・現地係員は同行いたしません。ご旅行に必要なクーポン券(または情報)をお渡ししますので、ご旅行中のお手続きはおお客様ご自身で行ってください。■小児：小児代金は小学生が対象となります。幼児代金についてはお問い合わせください。■お宿&お部屋：宿泊施設は「ホテル日航新潟」となり、お部屋タイプは「シングル・ツイン」となります。■延泊：追加代金にて全行程4泊5日までの延泊を承ります。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき取消料を収受いたします。■未成年者(18歳未満)のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいておりますので、同意書の提出をお願いいたします。

当ツアーは、「新型コロナワクチン2回接種済」または「PCR検査等の結果が陰性」の方のみご参加いただけるツアーとなります。参加時に本人確認書類(免許証などの身分証明書)と併せA,Bいずれかの提示が必要です。

A,ワクチン接種歴が確認できる書類(2回接種し回2目接種から14日以上経っていること)

「接種済証」「接種記録書」「接種記録証」など

B,検査結果通知書

「PCR検査は、検体採取日を含めて4日以内のもの」、「抗原定性検査は、検体採取日を含めて2日以内のもの」

※接種・検査書類は、予防接種済証等を撮影した画像や写真などでも可能です。(本人確認書類は必ず原本をお持ちください)

※親等の監護者が同伴する12歳未満は提示不要です。

※ツアー当日に必要な書類等を忘れた場合やご提示いただけない場合、ツアーの参加をお断りさせていただきます。

その際は、規定の取消料が発生しますのでご注意ください。また、参加グループ一部の方がこれに該当し取消しとなった場合、ご提示頂いた他の同行者は使ったにいが旅割は適用されますが、ホテル1室当りの利用人員により旅行代金が追加になる場合があります。

【ワクチン接種歴または検査結果通知書の後日の提示は認められません】

お申し込みの際は、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

ご旅行条件(要約)

(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当ツアーに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は予約金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

(2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2.旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくとも払い戻しはいたしません。

4.旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5.取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をお支払いいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
a. 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあつては11日前)	無料
b. 20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあつては10日前)	旅行代金の20%
c. 7日目にあたる日以降の解除(d~fを除く)	旅行代金の30%
d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
e. 旅行開始日当日(日)を除く	旅行代金の50%
f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

6.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき
b. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれがあるとき
c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき

7.当社による旅行契約の解除

(1)お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
d. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき
e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき
f. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれがあるとき
g. 当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻しいたします。

8.添乗員

(1)本ツアーには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類(または情報)をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

(2)悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

9.当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行にあつて、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。

(2)手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。

(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。

a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
d. 自由行動中の事故
e. 食中毒
f. 盗難

g. 送還機関の遅延・不通過又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

10.お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき及び旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11.特別補償

(1)当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)お客様が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたものといたします。

12.その他

(1)お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(3)当社はしるる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられま

すのでご了承ください。

13.旅行条件・旅行代金の基準

(1)旅行条件は、2023年1月1日を基準としています。

(2)旅行代金は、2023年1月1日現在の運賃・規程を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

(1)佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス、キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。

(3)当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

お申込み・お問い合わせは

佐渡汽船株式会社 佐渡旅行センター

〒952-0014 佐渡市両津湊353

TEL 0259-27-5345

(営業時間 9:00~17:00 日曜・祝日休み)

■<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/>

※最終受付は各出発日の5日前までとさせていただきます。

旅行企画

新潟県知事登録旅行業 第2-167号

佐渡汽船株式会社

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1

(一社)全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者：伊藤 崇

実施